

介護医療院おはな 短期入所療養介護（介護予防） 運営規程

（事業の目的）

- 第1条 医療法人玉昌会が開設する 介護医療院おはな 短期入所療養介護（介護予防）以下「短期入所療養介護（介護予防）」という）が行う、短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理事業に関する事項を定める。
- 2 要支援者・要介護者に対し、適切な短期入所療養介護（介護予防）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 短期入所療養介護（介護予防）の事業は、要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。
- 2 短期入所療養介護（介護予防）は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 短期入所療養介護（介護予防）は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他介護保険施設その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 短期入所療養介護（介護予防）事業者は、正当な理由なく短期入所療養介護（介護予防）の提供を拒んではならない。

（名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 介護医療院おはな
- (2) 所在地 鹿児島県始良市加治木町反土 2165 番地 5

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 短期入所療養介護（介護予防）の従業者の職種、員数、及び職種内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（兼）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、利用者の症状に応じて、妥協適切に診療を行う。
- (3) 薬剤師 0.2名以上
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護要員
 - ・ 看護職員 10名以上（准看護師含む）
 - ・ 介護職員 15名以上

看護要員は、入所者の症状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 各1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種の者と共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

- (6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、入所者の栄養状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

- (7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

- 2 前号に定めるもののほか医療院の運営上、必要な従業員を置くものとする。

(利用者の定員)

第5条 短期入所療養介護（介護予防）の定員は60名とする。

- 2 短期入所療養介護（介護予防）は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所者の定員及び療養室の定員を超えて入所させない。

(施設サービス計画の作成)

第6条 短期入所療養介護（介護予防）の管理者は、居宅サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させることとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、居宅サービス計画書に沿って、施設サービス計画を作成する。施設サービス計画書の作成にあたって、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、総合的な施設サービス計画上に位置づけるように努める。

(短期入所療養介護（介護予防）サービスの内容)

第7条 短期入所療養介護（介護予防）の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 診療
- (3) 入浴
- (4) 排せつ
- (5) 褥瘡の予防
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (7) 食事
- (8) 機能訓練
- (9) 相談、援助
- (10) レクリエーション行事
- (11) 栄養管理
- (12) 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

第8条 短期入所療養介護（介護予防）の利用料の額及び食事代居住費は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護医療院が法定代理サービスであるときは、介護保険割合証の負

担割合に応じ、利用料の1割～3割と食事の自己負担の額とする。

2 居住費（滞在費）

従来型個室	1段階：550円/日	多床室	1段階：0円/日
	2段階：550円/日		2段階：430円/日
	3段階①②：1370円/日		3段階①②：430円/日
	4段階：1728円/日		4段階：437円/日

3 食費 1,445円/日（朝345円、昼550円、夕550円）

負担限度額	1段階：300円/日
	2段階：390円/日
	3段階①：650円/日
	3段階②：1,360円/日
	4段階：1,445円/日

4 特別な療養室の提供に要する費用 1,100円/日

5 その他、特別な食事・日常生活に係る費用の徴収に際しては、その度、入所者又はその家族に説明をし、同意を得たもの限り徴収する。（理美容代等）

（短期入所療養介護（介護予防）の利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 外出・外泊するときは、あらかじめ外出・外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (2) 短期入所療養介護（介護予防）内の居室や設備・器具について、本来の用法に従って利用しなければならない。これに反した利用により破損等が生じた場合には、弁償しなければならない。
- (3) 短期入所療養介護（介護予防）内で喫煙・飲酒することはできない。
- (4) 騒音等、他の利用者の迷惑になる行為や、やみくもに他の居室等に立ち入ることはできない。
- (5) 所持品等は最小限必要な物とし、持ち込む際には施設担当者の許可を得なければならない。
- (6) 短期入所療養介護（介護予防）内で他の利用者に対して宗教活動や政治活動を行ってはならない。

（衛生管理等）

第10条 短期入所療養介護（介護予防）は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 短期入所療養介護（介護予防）において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 短期入所療養介護（介護予防）における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 短期入所療養介護（介護予防）における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 短期入所療養介護（介護予防）において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第11条 短期入所療養介護（介護予防）は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 短期入所療養介護（介護予防）は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 短期入所療養介護（介護予防）は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 短期入所療養介護（介護予防）は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（協力病院等）

第12条 短期入所療養介護（介護予防）は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする（協力医療機関：加治木温泉病院）。

2 短期入所療養介護（介護予防）（以下甲という。）と協力医療機関（以下乙という。）は、下記のとおり協力医療機関に関する契約を締結する。

- ① 甲の入所者の病状が急変した場合において、乙の医師または看護師が相談対応を行う体制を常時確保する。
- ② 甲の入所者の診療の求めがあった場合において、乙は診療を行う体制を常時確保する。
- ③ 甲の入所者の病状の急変が生じた場合等において、乙の医師は診察を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を有していること。
- ④ 1年に1回以上、甲と乙との間で、甲の入所者の病状が急変した場合等の対応を確認すると共に、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出を行う。
- ⑤ 甲の入所者が乙に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、甲は

速やかに再入所させることができるように努めることとする。

- 3 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする（協力歯科医療機関：加治木温泉病院歯科）。

（非常災害対策）

第13条 短期入所療養介護（介護予防）は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年2回、避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は防火管理者に行わせる。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

（苦情処理）

第14条 短期入所療養介護（介護予防）は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 短期入所療養介護（介護予防）は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 短期入所療養介護（介護予防）は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 短期入所療養介護（介護予防）は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 短期入所療養介護（介護予防）が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（秘密保持）

第16条 介護医療院及びその従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。

- 2 医療法人玉昌会は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時の誓約書の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

（虐待の防止の措置に関する事項）

第17条 虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(身体拘束の防止に関する事項)

- 第18条 短期入所療養介護（介護予防）は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束は行わないこととする。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合には、ご家族に対し説明し同意を得たうえで、その際の理由・心身の状況等を診療録に記載するものとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(記録の整備)

- 第19条 短期入所療養介護（介護予防）は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 短期入所療養介護（介護予防）は、入所者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
- (1) 施設サービス計画
 - (2) 介護医療院サービスを提供した具体的サービスの内容等の記録
 - (3) 入所者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第11条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
 - (5) 第14条に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 第17条に規定する虐待の防止の措置に関する事項
 - (7) 第18条に規定する身体拘束に関する状況の記録
 - (8) 算定に必要とされる報酬関係の記録
 - (9) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- 3 診療録に関しては、医師法第24条第2項の規定により、5年間保存する。

(地域との連携)

- 第20条 短期入所療養介護（介護予防）は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 短期入所療養介護（介護予防）は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条 短期入所療養介護（介護予防）は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 短期入所療養介護（介護予防）は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 短期入所療養介護（介護予防）は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第22条 短期入所療養介護（介護予防）は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヵ月以内

（2）継続研修 年1回

2 短期入所療養介護（介護予防）は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 II型療養床のみを有する介護医療院であるため、宿直は置かないものとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人玉昌会 介護医療院おはなが定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。